健第３７６６号

令和４年１月２６日

感染症指定医療機関の管理者　様

指定地方公共機関の長　様

石川県健康福祉部健康推進課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （　公　印　省　略　）

濃厚接触者となった社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）の

待機期間中の就業の取扱いについて

令和４年１月５日付け（令和４年１月１９日一部改正）「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（以下、「国通知」という。）により、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応に関して、自治体の判断において、濃厚接触者のうち社会機能維持者については、待機期間の

１０日を待たず、就業を認める取扱いができることとされました。

このことから、本県では、国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の「事業の継続が求められる事業者」について、国通知に記載されている条件を満たす場合に限り、濃厚接触者となった社会機能維持者について、待機期間１０日を待たず、就業を認めることとしました。

なお、本取扱いは、所属する事業者が、当該社会機能維持者の業務の従事が事業の継続に必要であると認める場合のみ実施可能であり、代替職員の確保が可能な場合等、当該社会機能維持者が従事せずとも事業が継続可能である場合は、これに当てはまらないこと、また、本取扱いにより就業が認められた場合であっても、待機期間の１０日が経過するまでは、業務に従事する以外の不要不急の外出自粛が必要である旨申し添えます。

（参考）感染拡大時における濃厚接触者のとなった社会機能維持者（エッセンシャルワーカー）・医療従事者の業務への従事について

　　 　 https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kansen/essentialworkersyugyo.html

＜ 事 務 担 当 ＞

健康推進課感染症対策室

TEL　076-225-1438

FAX　076-225-1444